

◇ この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られる」とのないようお願いいたします。

○井林委員長 次に、三角創太君。

○三角委員 立憲民主党の三角創太です。

本日は、所得税法等の改正に係る質疑ということで、扶養控除の拡大に関連をいたしまして、大学生年代の子に係る控除の創設、所得控除の在り方について、その他法人税法上の特例措置などの税制に関して質疑を行わせていただきます。よろしくお願ひします。

まず初めに、高校生年代における扶養控除の拡大について伺います。

今回の税制改正大綱では、大学生年代のお子さんをお持ちの親御さんに対する特定扶養控除の金額の引上げと、控除額が遞減する仕組みの導入が盛り込まれているものと認識をしています。このことは、大学生のお子さんをお持ちの親御さんの負担軽減の観点から歓迎すべきものだと考えております。

一方、高校生年代のお子さんをお持ちの御家庭においては、控除額の引上げどころか引下げの議論が行われているというふうに承知をしておりま

して、保護者の方の間に不安が広がっています。まず、高校生年代の扶養控除についての今後の方針について、大臣より御説明をお願いいたしました。

○青木政府参考人 お答え申し上げます。

高校生年代の扶養控除につきましては、令和七年度の与党税制改正大綱におきまして、児童手当を始めとする子育て関連施策との関係、所得税の再分配機能などの観点や六年度税制改正大綱で示した考え方などを踏まえつつ、各種控除の在り方の一環として引き続き検討を行い、令和八年度以降の税制改正において、各種控除の在り方の一環として結論を得るものとされておりまして、政府としても、こうした考え方沿って検討してまいりたいというふうに考えております。

○三角委員 引き続き検討ということなんですが、少なくともこれまで縮小の方向といふことで議論がなされてきたというふうに認識をしておりますけれども、それはどういった経緯でこれまで縮小という方向性の議論がなされてきたのか、御答弁願います。

○青木政府参考人 お答え申し上げます。

高校生年代の扶養控除の見直しについては、児童手当につきまして、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとされたことを踏まえまして、令和六年度税制改正大綱において、十五歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることといった点に鑑み、児童手当と合わせて、全ての

子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図るような見直しを行いう方針が示されたという経緯がござります。

なお、この方針に従いますと、扶養控除の金額自体は縮小することとなりまして、児童手当の拡充と合わせますと、全ての子育て世帯にとって受益が増加することとなります。

○三角委員 ありがとうございます。

少子化を食い止めるという観点から申し上げれば、今、児童手当の拡充を高校生年代までやるということだと思いますけれども、それと併せて、是非、高校生年代においても扶養控除を、今回、大学生で引上げをやつた、やる方向性なわけでありますから、これと同様に引上げをする、更に言えば、遞減をする形への切替えをするべきだというふうに私は思います。

このままでと、例えは配偶者控除も、あるいは大学生の、今回控除見直しになりますけれども、ここは壁がなだらかになるんですが、一方で高校生だけは百三万円で、いきなりそのまま壁が残ってしまうということになりますて、この点が非常に不公平ではないかなというふうに思うんですけども、この点についての御意見を答弁願えればと思います。

○加藤国務大臣 今回の大学生のアルバイト等に対する対応は、現下の厳しい人手不足の状況において、大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因となっているという指摘があることから、今般の見直しでもある、ちょっと中身は申し上げませんが、導入をさせていただいたところで

ございます。

その上で、高校生年代に対しても同様の仕組みを導入するかについてでありますと、一般的に通減消失型の控除制度は、納税者のみならず、年末調整を行う源泉徴収義務者である企業の皆さんの事務負担にも配慮する必要がある中で、高校生について、大学生における就業調整の課題がどの程度あるのか等のことも考慮する必要があると考えております。

なお、高校生年代の扶養控除については先ほど主税局長から答弁させていただいたところでございますが、ただ、高校生については、児童手当を支給するという中において、どういう形で児童手当の支給と扶養控除のバランスをしていきながら全体としてその水準を上げていくか、こういう中で議論されたものと承知をしています。

○三角委員長　午後一時から委員会を再開するございます。

○井林委員長　午後一時から委員会を再開するございます。

○三角委員長　午後一時から委員会を再開するございます。

○井林委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。三角創太君。

○三角委員長　先ほどの大臣の答弁で、大学生については児童手当などがないからこそ扶養控除の拡大もやっているというお話をだつたと思いますけれども、一方、大学生については、給付型奨学金の拡充ですか、また第三子以降の学費無償化など、まだまだ不十分ではありますけれども、段階的に無償化が進んでおります。大学生の子供の世帯においては、各種無償化を進めても、扶養控除はむしろ拡大をしている、今回拡大をするということをございますので、そういう観点から申し上げますと、高校生だけ扶養控除を変更しないという説明にはならない、私はこのように思います。

その上で、どうしても大学生と高校生の間の不公平を今後も維持されるんだということであれば、せめて、財政中立でもよいので、大学生の今回の制度改正と同様に、通減型の制度に切替えをすることと、高校生においても、年収の壁を感じずに、働き控えの解消につながるように、制度変更をしてもらえないでしょうかというところを大臣にお伺いしたいと思います。

○青木政府参考人　お答えします。

就業調整そのものということではないんですが、高校生のアルバイトの平均収入というのは五十・七万円程度だというふうに把握しております。

○三角委員長　分かりました。

金額が百三万円に遠いという御説明だというふうに思いますけれども、百三万円を超えて働くお子さんも一定数は当然存在するというふうに思いますし、大学生年代とこの高校生年代を分ける必要性は私はないのでないかななどということを申し上げておきたいと思います。

○青木政府参考人　次に、所得税の税額控除の課題について御質問いたします。

各種控除が、今現時点におきましては、基礎控除だつたり配偶者控除、扶養控除などを始めといたしまして、給与所得控除なども、ほとんどが所得控除と現状はなっております。その結果として、高所得になればなるほど、税金の削減幅が増えて控除される金額が大きくなるという逆進性が存在をしているという認識をしております。

○加藤国務大臣　今般、百三万円の壁の問題に端を発しまして、これら控除の見直しの議論が行われておりますけれども、この際、財政中立を前提に、これら各種控除について税額控除に切替えを図るべきではないでしょうか。大臣の御意見を伺いたいと思います。

○三角委員長　高校生について就業調整が行われてゐるのかどうかということに関して、これは調べ思つております。

○加藤国務大臣　高校生について就業調整が行われてゐるのかどうかということについて、これは調べ思つております。

○三角委員長　高校生について就業調整が行われてゐるのかどうかということについて、これは調べ思つております。

○加藤国務大臣　高校生について就業調整が行われてゐるのかどうかということについて、これは調べ思つております。

られていらっしゃるんでしようか。

○青木政府参考人　お答えします。

就業調整そのものということではないんですが、高校生のアルバイトの平均収入というのは五十・七万円程度だというふうに把握しております。

が所得再分配の効果が大きいことは事実であります。

ただ、所得控除は、個人の様々な事情を踏まえた担税力の減殺に対するしんしやくや各種の政策上の配慮を行い、課税所得を調整した上で、同じ課税所得に同じ税負担を求める、横の、水平的な公平ですね、そういうものを担保しようとする仕組みであります。したがって、所得再分配効果の大小のみをもつて、一概に所得控除よりも他の手法がより公平公正であると評価できるものではないと考えております。

ただ、その上で、現行の税制においては、所得控除方式を維持した上で所得再分配機能を高める工夫として、基礎控除などにおいて控除を遞減、消失させる仕組みも設けられているところであります。

今後の諸控除の在り方については、公平、中立、簡素といった観点や、経済社会の構造変化への対応など、様々な要素を踏まえて、幅広く検討していきたいとは考えております。

### ○三角委員

税額控除を我々としてはやるべきだというふうに申し上げておりますけれども、所得控除を続けていく以上においては、いつまでたつても高所得者の方が控除額が大きいという問題は結局変わらないわけであります。制度を、今回百三万円の壁のように引上げをしよう、いじろうとしても、幾らにこの基準を新たにしたって、結局逆進性は引き続き伴つてくるわけでありますし、今回、与党などにおいては、ここで更に複雑な、二百万だつたり五百万だつたりという新しい所得

制限をつけるという非常に複雑怪奇な制度をまたつくろうとしているということでありますけれども、税額控除であれば、所得の金額に関係なく、一律に、例えば、基礎控除であれば五万円を所得から引くという形にすれば、非常に分かりやすく、かつ公平な制度になるというふうに私は思います。

仮に、基礎控除、今四十八万円ということでありますけれども、これを税額控除に切り替えて、財政中立のまま一本にするということだと、大体どれぐらいの控除額がその目安になるのかというのを答弁いただきたいというふうに思います。

### ○青木政府参考人

お答え申し上げます。  
給与所得者の多くは年末調整により課税関係が完了するため、税務当局が保有するデータには制約がございまして、厳密な計算は困難であると

いうことを御理解いただきたいと思います。

その上で、御参考までに、所得税の現行制度における基礎控除につきましては、減収見込額が全体で二・六兆円でございます。これを所得税の納

税見込み者数五千六百万人で機械的に割ると、一人当たりの平均減収額は約五万円となります。

### ○三角委員

今五万円というふうに数字を出しておきましても、御参考までに、所得税の現行制度における基礎控除につきましては、減収見込額が全体で二・六兆円でございます。これを所得税の納

税見込み者数五千六百万人で機械的に割ると、一人当たりの平均減収額は約五万円となります。  
○青木政府参考人 お答えします。  
給付つき税額控除につきましては、財源確保という課題に加えまして、実務の面で、企業や地方公共団体の事務負担、現行制度では把握しておりません非納税者などの所得、世帯全体の所得の正確な把握といった課題がござります。  
また、制度面でも、所得は低いですけれども資産をたくさん持ついらっしゃる方の取扱い、それから生活保護などの他の所得者支援制度との関係を十分に整理する必要があるといったことでござるということがあります。

日本の平均年収は四百六十万程度ということです。

ございますので、多くの皆様にとつても税額控除への切替えというのは十分にメリットがあるものだというふうに思いますし、なおかつ制度の簡素化にもつながるということでござりますので、是非切替えを提案させていただきたいというふうに思います。

そこで、さらに、我々は、税額控除への切替え

を導入するのと併せて、給付つき税額控除の導入もやるべきだというふうに考えております。これは、改めて申し上げるまでもないですが、税額控除では所得税を引き切れない水準の、比較的低い所得の方に対する給付をセットで行うことと、所得再分配機能を拡充するものということでござりますけれども、本制度導入について、民主党政権においては長期的な方針として決定をしていたと

いうことでございますが、現在の政府における、本制度の導入についてどのように考えているのか、大臣の答弁を願います。

### ○青木政府参考人

お答えします。

給付つき税額控除につきましては、財源確保という課題に加えまして、実務の面で、企業や地方公共団体の事務負担、現行制度では把握しておりません非納税者などの所得、世帯全体の所得の正確な把握といった課題がござります。  
また、制度面でも、所得は低いですけれども資産をたくさん持ついらっしゃる方の取扱い、それから生活保護などの他の所得者支援制度との関係を十分に整理する必要があるといったことでござる

ざいまして、様々な課題がございまして、その導入には慎重な検討が必要であるということを考えております。

○三角委員 所得の捕捉が確かにできていない部分があるということの問題認識は、私も持つております。アメリカにおいては給付の不正受給などがこの制度において発生しているというのも伺っておりますけれども。

例えば、現在のこのマイナンバーの制度において、課税最低限以下の方々に対する所得の把握というものは一体どれぐらい行われているのかというところを御説明願えればと思います。

○小宮政府参考人 お答え申し上げます。

国税当局における所得の把握でございますが、これは申告書の記載をしておりますが、それだけではなくて、法定調書と申告書との突合などによって行っているところでございます。

その中で、マイナンバーは、この法定調書との突合や名寄せなどをより効率的かつ正確に行うためのものですが、そもそも法定調書はカバーする所得の範囲が必ずしも網羅的でないという点に留意が必要と考えております。

いずれにいたしましても、申告をされない課税最低限以下の方、これは元々、そもそも申告義務がございませんことから、国税当局において所得の把握が行われているわけではないということでございます。

○三角委員 分かりました。

そのような課題も確認をしながら、我々としても、更に具体的に、この給付つき税額控除について

ての提案を今後も行ってまいりたいというふうに思います。

次に、教育訓練費に係る上乗せの税額控除の削減についてお伺いをいたします。

本税額控除は、賃上げ税制が適用された企業に限定をして上乗せで適用されるものでございまして、企業が従業員に対する教育訓練費を増額すると、給与増加額に応じて一定割合の税額控除を追加で受けられることになつていると認識をしています。

まずは、この制度が導入をされた趣旨について御説明願います。

○青木政府参考人 お答え申し上げます。

賃上げ促進税制につきましては、平成二十五年に創設されております。それ以後、措置の必要性、要件を検討し、所要の見直しを重ねてきております。

教育訓練に係る上乗せ控除につきましては、人的な投資が生産性の向上やさらには持続的な賃上げの実現につながるという考え方の下で、平成三十年度の税制改正において導入されたものでござります。

○三角委員 ありがとうございます。

一方で、本来であれば、教育訓練費の伸びの範囲において一定割合を税額控除とすべきところ、制度の適用要件は教育訓練費が伸びているかどうかということであるにもかかわらず、控除額の計算については給与増加額に一定割合を掛けることというふうになつております。その結果として、本制度を適用したある会社では、教育訓練費は僅

か五万円しか増やしていないにもかかわらず、その二十倍に当たる一千万円の税額控除を受けています、こうした事例が生じております。

全体として、このように教育訓練費の増加額を超えて税額控除を受けている企業数は、本制度が適用された全体のうち、何社中大体何社ぐらいなのか。また、教育訓練費の増加額を上回る税負担の軽減額の規模についても御説明願います。

○青木政府参考人 お答えいたします。

租税特別措置の透明化に関する法律に基づく適用実態調査がございます。こちらでは、賃上げ促進税制の適用額の申告は求めておりますが、上乗せ要件である教育訓練費の状況に着目したものはなつてございません。また、申告書の中からこれを抜き出した集計も行つておりますので、我々として正確な数字を把握しているわけではございませんが、会計検査院が調査、報告をされていまして、平成三十年度から令和三年度の四年間で、教育訓練費の増加額を上回る上乗せ控除を受けたのは、上乗せ控除が適用されました一万二千八百六十一社のうち約七六%に当たります九千八百二社、その上回っている控除額は二百十四億円というふうにされておるものと承知しております。

○三角委員 今お伺いをしましたとおり、大変多くの企業が教育訓練費の増加額を上回つて免税を受けているということです。

本制度の導入当初においては、教育訓練費の増加が給与の増加と相關関係があるために、適用要件は教育訓練費を増加をさせることで、控除額の計算基礎の方は給与増加額にする、こういううずれ

を許容したというふうに聞いておりますけれども、この点は、この認識でよろしいでしょうか。

○青木政府参考人 お答えします。

平成三十年度税制改正におきまして、教育訓練費の増加と給与の増加に相関関係があるということに着目して制度を導入しました。その際、控除額の範囲内にとどまることから、特に問題がないということで判断をして、このような改正をしたところでございます。

○三角委員 分かりました。

現状として、この教育訓練費に関する控除を適用したことによって給与の増加というのがどれくらい生じているのか、これについては検証はされていらっしゃるんでしょうか。お答え願います。

○青木政府参考人 お答えします。

令和六年度の税制改正プロセスにおきまして、教育訓練費の増加と給与の増加の関係を直接的に検証したわけではありませんが、令和四年度の実績を用いまして、実態把握に努めました。

その結果、会計検査院からの指摘にもあります

ように、僅かな教育訓練費の増加でも上乗せ控除の適用が可能となつていて、これが明らかになりましたことを踏まえまして、その適用要件について、教育訓練費が給与総額の〇・〇五%以上

支払われていることを新たに求めるにとどめます。適用対象の法人数を絞り込むための見直しを行つておるところでございます。

○三角委員 直近で要件を厳しくしたということは私も伺っておりますけれども、やはり、今の現

状、五万円しか教育訓練費を増やしていないのに一千円も税額控除を受けているというような企業がいるような状況でございますので、本制度、やはり企業の給与の引上げという趣旨にはかなつていいない側面があるというふうに思いますし、不必要に税収を減らしている要因になつていて、いうふうに私は感じますけれども、本制度について、制度趣旨に合致をするように、例えばですけれども、そもそも給与の増加額に掛け目をつけて税額控除額を計算するようなやり方に切り替えるとか、そういうふうに私は感じます。

○加藤国務大臣 令和六年度税制改正にて一定の見直しを行つたのは、今主税局長から答弁したところであります。まずは、この令和六年度改正の効果を含めた適用実態を確認していきたいと考えております。

その上で、制度導入時の議論、さらには今般の会計検査院からの指摘事項も踏まえ、賃上げ促進税制の在り方にについて、要望省庁などとも協議しながら議論を深めていきたいと考えています。

○三角委員 分かりました。

それで、これに関連をいたしまして、今般、さきの委員会に提出をされました所得税法の修正案について、教育訓練費が給与総額の〇・〇五%以上

認識でよろしいのか、修正案の提出者に御答弁を願います。

○階委員 三角委員の御質問に対してもお答えいたします。

委員の御質問は、給与促進税制を廃止した場合に、先ほど来問題になつてている教育訓練費による減税、これも廃止になるのかということでありますが、それは当然のことながら、いわば親亀と子亀の関係といいますか、親亀が賃上げ促進税制、子亀がその上に乗つている給与、訓練費を増加した場合には、賃上げ部分について、より減税額は大きくなるというもので、両方一遍に廃止されるということです。

ちなみになんですかけれども、私は、先ほど来の議論を聞いていて、どうも財務省の答弁が肝腎なことを避けているなと思つて聞いていました。それはなぜかというと、委員は非常に鋭い指摘をされていて、教育訓練費が仮に一%増加したとして、そして、それによって給料が一〇%ぐらい増えたんだったら、一〇%分減税してもそれは別に構わないというお考えなんだと思うんですね。

問題は、教育訓練費を一%上げたときに果たして賃上げがどの程度実施されているのか、ここがはつきりしないと、この税制というものは意味をなさないんじやないかということなんですよ。会計検査院の調査結果、先ほど都合のいいところだけ触れていましたけれども、その調査結果を見ますと、訓練費が一%増えた場合給料はどれだけ増加しているのか。僅か〇・〇二から〇・〇四%しか増えていないんですよ。たつたこれしか増えない

のに、なぜ貸上げ減税額は、少しでも教育訓練費を増やすといきなり一五%ぐらいに増えるということが行われるのか。全くもつて理不尽であつて、当然のことながら廃止すべきだし、親龜の部分も含めて全部廃止すべきだと思つております。

○三角委員 ありがとうございます。貸上げ税制本体の問題と併せて上乗せ部分についても削除すべきという修正案に私としても賛同したいというふうに思います。

次に、中小企業倒産防止共済制度、いわゆる経営セーフティー共済についてお伺いをいたします。

本制度においては、企業が掛金を拠出して加入をし、経営不振時の緊急貸付けなどにその資金が供与されていると認識をしております。この掛金は、現状は企業側において全額損金算入できるよう、租税特別措置において定められております。これは、同制度が緊急時の貸付けなど経営支援に資する公的な性格を有しているためだと認識をしています。解約する場合においても、入会後三年以上経過をした場合には掛金に対して一〇〇%の解約返戻金が受け取れると伺つております。

一方で、近年では、この制度を悪用して、実質的に節税、保険商品のように利用している、こんな事例が出てきています。すなわち、利益の出た年に本制度に加入をして、損金計上を行つて、三年以上経過をして利益の出なかつた年に解約を行うことで、元金も保証されて、節税メリットを享受をする、こうしたスキームでございます。

これは、平成二十三年に掛金の上限を月額八万円から二十万円にまで引き上げたことがそのよう

な不適正利用を後押ししてしまつては、推計するというふうに考えますけれども、まずは、なぜ平成二十三年においてこのようないかだつた掛金額の引上げを行つたのか、答弁願います。

○岡田政府参考人 お答えを申し上げます。

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産により自らの連鎖倒産を防止するため、中小企業の相互扶助の精神に基づき創設された制度でございます。売掛金の回収が困難となつた場合に、積み立てた掛金の最大で十倍まで共済金の貸付けを受けることが可能となつております。

平成二十三年度に行いました掛金の引上げにつきましては、当時、取引先の倒産によって中小企業が回収できなくなる売掛金債権の額が高額化し、当時の貸付限度額では不足するものの割合が増加していた、これを踏まえまして、貸付限度額とともに掛金の引上げを行つたものでございます。

○三角委員 経緯については理解をいたしました。一方で、この不適切な利用についてはやはりちゃんと規制をかけていかなければならないというふうに考えます。

本制度について、このようないかだつた事例といいますか、三年を経過をした後に、一〇〇%返つてくるようになつてすぐに解約をしているような企業の数だつたり、解約金額というところについて教えてください。

○岡田政府参考人 お答え申し上げます。

令和四年度の実績になりますけれども、任意解約があつた三万二千五百七十件のうち、加入後三年目及び四年目で解約した件数につきましては一

万七百七十五件、解約金額につきましては、推計となりますけれども、約五百十億円となつております。

○三角委員 分かりました。

これに対しても、今般制度改正が行われまして、解約後二年は再度損金算入が受けられないようになつたというふうに伺つております。しかしながら、この改正のやり方では、引き続き、一回限り節税をやりたいだつたりとか、この期間の二年間を空けてもう一回節税をやりたい、これは防ぐことができないというふうに考えますけれども、この改正のみで本当に適正利用が行われるというふうにお考えでしようか。

また、この改正が去年の十月からのスタートといふことでございますけれども、現時点においてどの程度こうした不適正利用を防止できているのか、その効果について答弁願います。

○岡田政府参考人 お答え申し上げます。

本制度においては、急激な景気悪化の下で予期せぬ大型、多数の倒産による資金需要にも対応できるよう、掛金の損金算入措置により、加入者数の増加、維持を図つてはいるところでございます。事業者の取引実態に即しまして、柔軟に加入、脱退が可能な制度としておりますけれども、安易な脱退、再加入を繰り返すことでの節税するといった形で利用されないよう、制度の目的を維持しつつ、不適切な利用を防止するため、解約後、委員御指摘のとおり、二年間損金算入を不可とする改正を行つたものでございます。

その効果につきましては、改正されてまだ間も

ないため、現時点では判断することが困難ではありますけれども、いずれにいたしましても、中小企業の経営安定化のため、今後も適切な形で本制度を運営してまいりたい、このように思っております。

○三角委員 これは私からの提案なんですけれども、仮に本制度で三年後以降に解約をした場合において、過去に遡つて損金算入を取り消すですか、又はそれと同等の課税を解約年度に行うという制度を導入をするのはどうでしょうか。その場合の税収増加額についても、私の方で簡易的に試算をしましたところ、大体四百八十億円程度の増収が見込まれるというふうに計算をされました。

是非とも、こうした更なる制度改正が、不適正利用を防止していく上でも適正な課税を行う上でも必要だと考えますけれども、この点についての大臣の御意見を伺いたいというふうに思います。

○加藤国務大臣 今、中小企業庁から御説明がありましたように、この新しい制度は昨年十月一日以降の共済契約の解除から適用が始まつたばかりでありますて、現時点で不適正利用の防止効果を判断するということはなかなか難しい状況にあります。

今後、適用実態を把握する中で状況の改善が見られないような場合には、改めて制度の在り方を検討する必要があるというふうに考えております。ただ、例えば、専ら資金繰りの都合で契約後三年後以降に解除する場合なども当然ありますので、そういうこともよく考えながら、その際には検討していく必要があるというふうに思います。

○三角委員 分かりました。  
資金繰りのチェック、本当に必要なのかということをしつかり検証していただければということを申し上げまして、私からの質問を終了とさせていただきます。

ありがとうございました。